

中野区災害弔慰金の支給等に関する条例改正の考え方について

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、この規定に準拠する「中野区災害弔慰金の支給等に関する条例」の一部改正の考え方について、次のとおり報告する。

1 改正の内容

(1) 償還金の償還免除事由の追加

災害援護資金の免除事由として、死亡又は重度障害の場合が規定されていたが、これらに加えて、新たに破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたときについても、災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができるものとする。

(2) 報告等の規定の追加

償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧、若しくは資料の提供を求めることができるものとする。

(3) 合議制の機関の設置に係る規定の追加

災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給するにあたり、自然災害による死亡であるか否かの判断が困難な場合等において、医師や弁護士等の有識者による審査を行うため、審査会その他の合議制の機関を置くものとする。

2 施行期日等

公布の日から施行する。

ただし、改正後の償還金の償還免除、報告等及び合議制の機関の設置に係る規定については、令和元年8月1日以後に生じた災害による災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付けについて適用する。

3 今後のスケジュール

令和元年(2019年)第4回定例会 条例の一部改正に関する議案を提出予定